

大垣市公契約懇話会設置要綱

(設置)

第1条 公契約（大垣市公契約条例（平成28年条例第4号。以下「条例」という。）
第2条第1項に規定する公契約をいう。以下同じ。）に関する制度の適正な運用を図るため、大垣市公契約懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例の施行状況に関すること。
- (2) 条例の目的を達成するための施策に関すること。
- (3) その他懇話会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公契約に関わる各種団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。